

災害薬事コーディネーター等の設置について

東京都の災害時薬剤師班活動ガイドライン（平成31年3月策定）では、区市町村は、災害薬事コーディネーターおよび災害薬事センターを原則として設置することとしている。

については、災害時の体制をより強化するため、下記のとおり、災害薬事コーディネーター等の設置に関して検討する。

1 災害薬事コーディネーター等の定義

(1) 災害薬事コーディネーター

薬事の観点から、災害医療コーディネーターをサポートし、地域の医療救護活動が円滑に行われるよう、医薬品に関する情報収集や薬剤師班の活動を調整する災害薬事に精通した専門家（薬剤師）のこと。

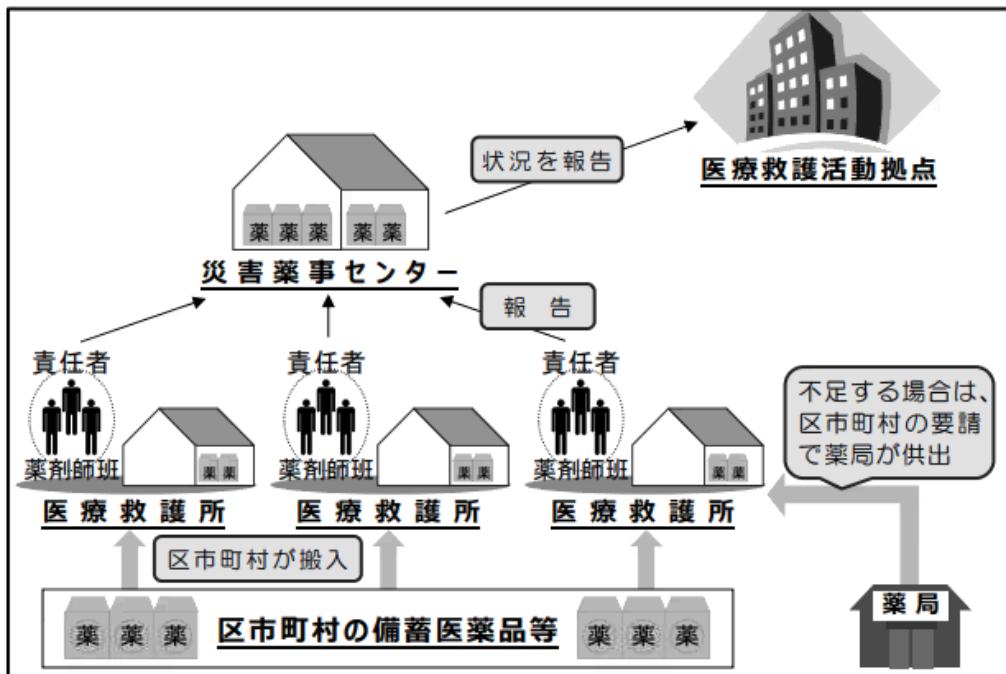
(2) 災害薬事センター

医療救護所等への医薬品等の供給拠点であるとともに、薬事に関する「人」（薬剤師、薬局、卸売販売業者等）と「物」（医薬品、医療資器材等）を調整する拠点のこと。

【災害薬事コーディネーター等を設置した医薬品等供給体制】

※都作成資料（災害時薬剤師班活動ガイドライン）より

〔図：発災直後から72時間までの供給体制〕



2 練馬区の現状

現在、区では医薬品統括責任者を設置し、災害時に備えている。都が示す災害薬事コーディネーター等については、設置していない。

3 医薬品統括責任者と災害薬事コーディネーターの業務内容

	医薬品統括責任者	災害薬事コーディネーター
業務内容	<ul style="list-style-type: none">・備蓄医薬品等が不足し、新たな医薬品等を調達する必要が生じた場合における医薬品等の調達業務の調整・その他医薬品等の確保に関すること	<ul style="list-style-type: none">・医療救護所等で必要になる医薬品等の需給状況の把握、卸売販売業者への発注・在庫管理・薬剤師班の差配、支援要請・病院薬剤部、薬局、卸売販売業者等、地域の薬事関係者の復旧状況や医薬品の過不足状況の把握、薬事関係者の調整など

4 課題

災害発生時、医薬品等供給体制を構築する際、医薬品等に関する情報収集や様々な団体との調整が必要となるが、協定上、練馬区の医薬品統括責任者の業務は、医薬品の調達業務の調整等に限定されている。

薬剤師の専門的知見を活かし、災害時の体制をより強化していくことが必要である。

5 その他

LINE WORKSにより、医薬品等の情報収集および薬剤師班等へ情報発信・情報共有について、災害薬事センターを経由せずに行うことができる。